

資	料	提	供
滋	賀	労	働
局	発	表	
令	和	2	年
9	月	1	日

担 当	滋賀労働局 労働基準部 賃金室		
	賃金室長	綿貫	晶雄
	室長補佐	辰巳	清司
	(電話) 077 - 522 - 6654		

## 滋賀県最低賃金の改正決定について

**滋賀県最低賃金が改正されます。**

**令和2年10月1日から時間額 868円になります。**

滋賀労働局長(待鳥 浩二)は、令和2年8月5日に滋賀地方最低賃金審議会(会長 中 睦)から滋賀県最低賃金の改正決定についての答申を受け、滋賀県最低賃金を現行の時間額866円を2円引上げて868円とする改正決定を行い、本日(9月1日)官報に公示しました。効力発生の日は、令和2年10月1日となります。

滋賀県最低賃金(地域別最低賃金)は、年齢や正社員、契約社員、パート、学生アルバイト等の雇用形態や呼称にかかわらず、滋賀県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

## 【参考】

### 1 滋賀県最低賃金額の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
最低賃金額	788 円	813 円	839 円	866 円	868 円
引上額	24 円	25 円	26 円	27 円	2 円
引上率	3.14%	3.17%	3.20%	3.22%	0.23%

### 2 最低賃金制度とは

最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)に基づき、国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

仮に、最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

最低賃金には、産業にかかわらず地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と特定の産業に働く労働者に適用される「特定(産業別)最低賃金」の 2 種類があります。

### 3 最低賃金法(抜粋)

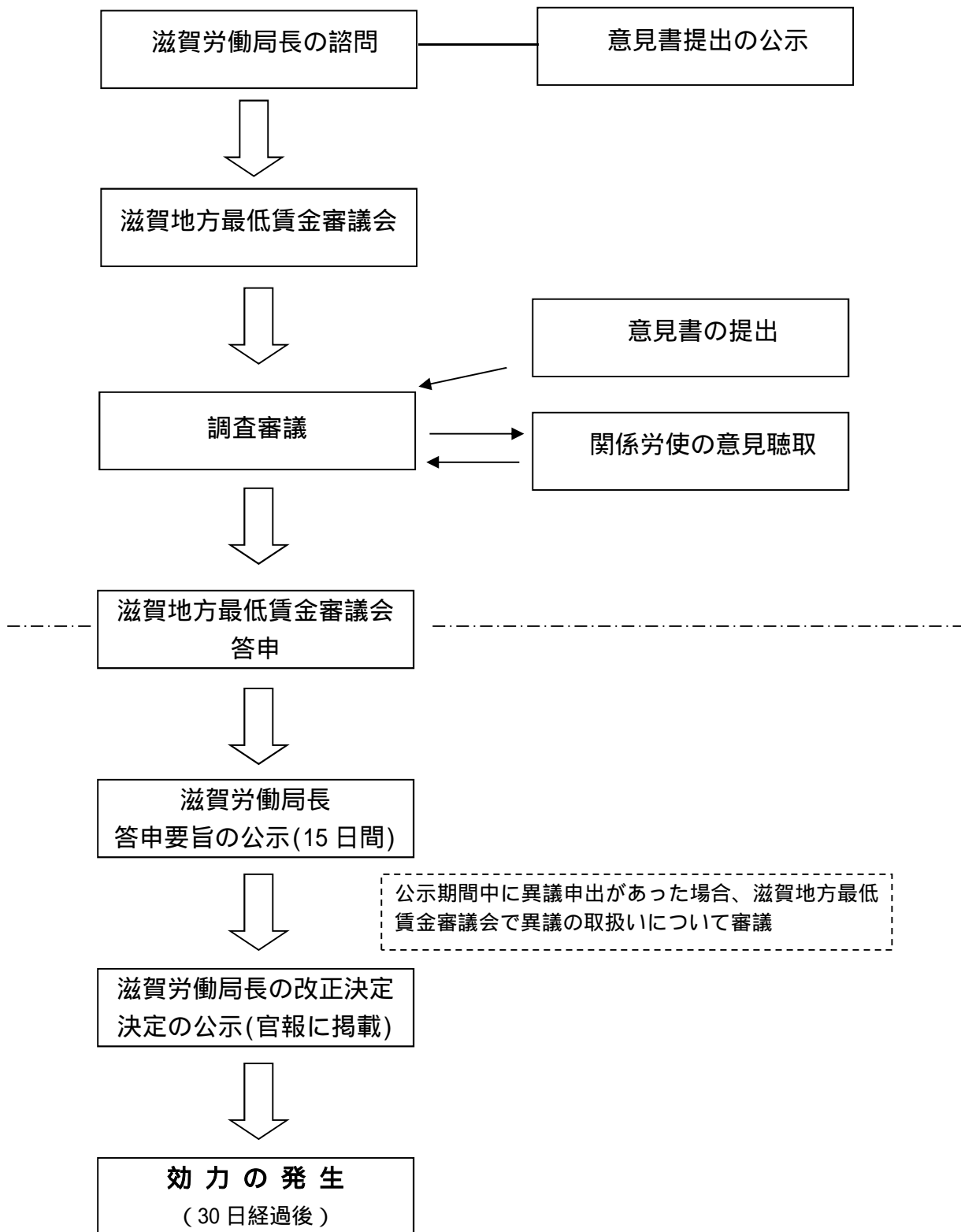
(地域別最低賃金の原則)

第 9 条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金(一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。)は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

#### 4 地域別最低賃金の決定の仕組み



## 滋賀県最低賃金改正状況一覧(年度別推移)

区分 年度別	時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	発効日	備考
平成14年度	651	0	0.00		改正なし
平成15年度	651	0	0.00		改正なし
平成16年度	652	1	0.15	H16.10.1	
平成17年度	657	5	0.77	H17.10.1	
平成18年度	662	5	0.76	H18.10.1	
平成19年度	677	15	2.27	H19.10.25	
平成20年度	691	14	2.07	H20.10.18	
平成21年度	693	2	0.29	H21.10.1	
平成22年度	706	13	1.88	H22.10.21	
平成23年度	709	3	0.42	H23.10.20	
平成24年度	716	7	0.99	H24.10.6	
平成25年度	730	14	1.96	H25.10.25	
平成26年度	746	16	2.19	H26.10.9	
平成27年度	764	18	2.41	H27.10.8	
平成28年度	788	24	3.14	H28.10.6	
平成29年度	813	25	3.17	H29.10.5	
平成30年度	839	26	3.20	H30.10.1	
令和元年度	866	27	3.22	R1.10.3	
令和2年度	868	2	0.23	R2.10.1	